

WTO協定と未整合のまま、EU・CBAMが暫定合意へ

◆EU理事会と欧州議会がCBAM規則案に暫定合意

2022年12月13日、EU理事会と欧州議会は「CBAM（炭素国境調整措置）」の設置規則案につき、**暫定的な政治合意に達した**ことを発表した。今後、両者で積み残し事項を解決して正式合意し、その事実が27カ国の官報に記載された20日後に、正式発効の運びとなる。

CBAMとは、EUに対象製品（以下、CBAM対象製品）を輸入する際に、同種のEU生産品が負担する炭素価格と同程度の負担を課す措置のことである。その目的は「カーボンリーケージ」、すなわちEUのようなGHG（温室効果ガス）排出規制の厳しい国・地域から排出規制の緩い国・地域へ生産が移転し、結果として世界のGHG排出総量が削減されない事態を防止することにある。また、GHG排出規制に積極的に取り組むEU企業が、そうではない企業に対して競争劣後にならないよう、国境にて調整することも目的の1つである。なお、CBAM対象製品は、EUの関税分類番号であるCNコードに基づいて指定される。

CBAMの起点は、19年12月に欧州委員会が発表した「欧州グリーンディール」にさかのぼる。欧州グリーンディールでは、50年までにGHG排出を実質ゼロ（気候中立）にすることを主要目標とし、これを推進する政策パッケージとして「Fit for 55」が21年7月に採択された。「Fit for 55」では、まずはGHG排出量を30年までに1990年比で55%削減することとし、その手段の1つとしてCBAM設置規則案が検討されてきたという経緯だ（表1）。

表1：これまでの経緯

	内容
19年12月	欧州委員会が「欧州グリーンディール」発表
21年7月	欧州委員会が「Fit for 55」発表
22年3月	EU理事会がCBAMに関する「原則的アプローチ（General Approach）」を採択
22年6月	欧州議会がCBAM設置規則案を「修正する立場（position）」を採択
22年12月	CBAM設置規則案の暫定合意
22年12月	EU・ETSの改正指令案の暫定合意
23年早期	正式合意

出所：JETRO「ビジネス短信」などを参考に筆者作成

◆対象範囲から有機化学やポリマーが除外に

本暫定合意によれば、CBAM対象品は21年7月の欧州委員会案の5分野に水素などが追加され、GHG排出量の報告の開始は23年10月、課金の開始は26年1月となっている（表2）。欧州議会がCBAM対象に追加すべきとしていた有機化学品（CNコード29類）とポリマー（39類）は、今回は対象外となった。ただし、欧州グリーンディールの計画通りにGHG排出量を削減するため、CBAM対象範囲は26年1月まで検討可能とされており、この先の議論に引き続き注目していく必要がある。

いずれにせよ、国際社会との議論が十分に尽くされていない中、EUが世界に先駆けて「炭素国境調整措置」を導入することが現実になった。23年中に予定されている正式発効の後、各国がWTOに対する異議申し立てや制裁関税などに打って出る可能性もあり、EU発の貿易秩序の混乱が懸念されている状況だ。

表2：CBAM規則案 対比表

	①欧州委員会案（21年7月） ②欧州議会修正案（22年6月）	暫定合意（22年12月）
温室効果ガス削減目標	①30年までに05年比61%削減 ②30年までに05年比63%削減	30年までに05年比62%削減
対象製品	①アルミニウム、セメント、電力、肥料、鉄鋼 ②欧州委員会案+水素、有機化学、ポリマー等	欧州委員会案+水素、前駆体、ねじ、ボルト等
トライアル開始 （CBAM報告）	①②2023年1月1日	2023年10月1日
課金開始 （CBAM申告）	①2026年1月1日 ②2025年1月1日	2026年1月1日
無償排出枠の廃止	①2026年～2035年 ②2025年～2028年	2026年～2034年

出所：欧州委員会、欧州議会、EU理事会ホームページなどを参考に筆者作成

◆日本はCBAMを国際ルールに整合させるよう働きかけを行なっていくべき

今回のCBAM規則の検討過程においては、日本の業界団体が積極的な渉外活動を行っていた。例えばベルギーの日系ロビー団体であるJBCE（在欧日系ビジネス協議会）は、22年4月に日本化学工業協会などと共同提言を發出し、CBAMのWTO協定への整合性や、化学品やポリマーなどの「計算方法が複雑な財」を対象に含めることに強い疑問を呈している。この意見書を含め、その後の粘り強い交渉を経て、有機化学品やポリマーが除外された模様だ。

また、経済産業省は22年度の「不公正貿易報告書」にCBAMを掲載しており、当局間での是正交渉も注目される。日本企業としては、引き続き官民連携のもと、CBAMがWTO協定に整合するよう、また、企業活動に過度な負担をかけない設計になるよう、積極的な働きかけを行なっていくべきである。 【田中雄作】